

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科技工用アブレイシブ研削器具 (JMDN 70901000)

海綿状（研磨布）ホイール

【形状・構造及び原理等】

組成： 繊維（不織布）、接着剤、砥粒の混合物
外観： ホイール形

種 類	外観色
HP用粗研磨	茶色
HP用中研磨	赤茶色

成分： ポリアミドナイロン繊維
硬化済み接着剤（SBR樹脂、NBR樹脂等）
酸化アルミニウム
石灰石

【使用目的又は効果】

(1) 使用目的、用途
歯科技工物製作過程において、レジン、ポリカーボネイト樹脂等の表面研磨に用いる

【使用方法等】

研削機械（ハンドピースグラインダー）にて任意の回転数で回転させた本品を被加工物表面に接触させる。
研削機械への取付には研磨ホイール用マンドレルを使用すること。
使用の際には必ず研削機械の操作手順に従うこと。

【使用上の注意】

- (1) 取付前に外観検査を行なうこと。変形、割れ、欠け等がある場合は使用禁止。
- (2) マンドレルには接触幅が左右等しく且つ適正な外径を持つフランジが備わったものを使用すること。
(フランジの外径は本品外径の1/3以上のものを使用すること)
また、変形、傷、汚れ、錆のあるマンドレル（フランジ）は使用しないこと。
- (3) 本品を取り付ける前に研磨機械の回転方向を確認すること。
- (4) ホイールの穴径が機械に適合しない場合、無理に押し込んだり、穴径の改修を行わないこと。
- (5) 作業開始前に1分間以上、本品を取り替えた際は3分間以上の試運転を行なうこと。
- (6) 被包に表記されている最高使用回転数を超えての使用は絶対に行わないこと。
- (7) 研削作業の際には粉塵が発生する。
粉塵による人体への影響を避けるため、防塵マスク、手袋等の適切な防塵装備の使用と集塵装置の設置を義務付けること。
また、眼の損傷を防ぐため、保護めがねを着用すること。

- (8) 本品回転中は手、足、指等が触れない様に注意すること。
また、回転が完全に止まらないうちにハンドピースグラインダーを台や加工物等に接触させない様注意すること。
- (9) 本品の側面を使用したり、加工物に無理に押し付けたりしないこと。
- (10) 本品は記載の用途以外には使用しないこと。
- (11) 歯科医師、歯科技工士以外は使用しないこと。
- (12) 使用後は消防法、産業廃棄物処理法に従って処理すること。

【保管方法及び有効期間等】

- (1) 貯蔵・保管方法
直射日光を避けて湿気の無い場所で保管すること。

【包装】

- (1) 10個
- (2) 100個

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

- (1) 製造販売業者・製造業者
氏 名： 有限会社 秋山産業
住 所： 〒572-0865
大阪府寝屋川市小路北町7番29号
電話番号： 072-822-6936